郡山市ペットボトル水平リサイクル事業に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市がペットボトル水平リサイクル事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

１　業務概要

(1) 事業の目的　　郡山市では、市内の家庭から排出される使用済みペットボトルを収集・中間処理（選別・圧縮・梱包）している。

中間処理したペットボトルは、現在公益財団法人容器包装リサイクル協会（以下、「リサイクル協会」という。）を通してリサイクルを行っているが、リサイクル方法が選択できない状況にある。

このことから、本市としては独自のルートでペットボトルを国内で持続可能な資源循環をすることと、新たな石油資源の使用削減によるCO_2排出抑制効果が期待できるペットボトル水平リサイクルの導入を目的とする。

また、事業者の持つ幅広い経験や知識を活用した環境学習や啓発事業を通じて、環境負荷低減に関する市民意識の向上へつなげることも目指す。

事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により最優秀提案者（優先交渉権者）の選定を行い、協定を締結する。

(2) 業　務　名　　郡山市ペットボトル水平リサイクル事業

(3) 業務内容　　郡山市ペットボトル水平リサイクル業務仕様書のとおり

(4) 協定期間　　協定締結日から令和 12 年３月 31 日まで

(5) 提案単価　　ア　提案単価は使用済みペットボトル１ｔ当りの単価とし、リサイクル協会が公表する落札単価を参考に算出根拠を明示するほか、比較価格としてその方法で算出した令和８年度下期の参考見積単価（以下「算出方法及び参考見積単価」という。）を提示する。

イ　単価は半期（４～９月、10～３月）毎の更新とする。

ウ　令和８年度下期の郡山市とリサイクル協会の引取単価は、１ｔ当り¥64,078 円（消費税及び地方消費税を含む。）である。

(6) 年間予定数量　　年間　約 700ｔ（±20%程度の増減あり）

２　参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であ

ること。

イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和７年３月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

オ 国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を公告の５年前の日から参加申込期限までの間において、単独または代表構成員として受注し完了または実施中の実績を有すること。

(2) 共同企業体により本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

ア 代表構成員及び代表構成員以外の構成員の役割分担が明確になっていること。

イ 代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

ウ 前項アからオまでの要件について、共同企業体の全構成員が満たしていること。

エ 前項オの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

オ 代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、市と使用済みペットボトルの売払いに係る契約を締結できること。

３　スケジュール

公告	令和８年 11 月 27 日（金）
質問受付締切	令和８年 12 月 14 日（月）　午後４時 30 分まで
質問回答	令和８年 12 月 24 日（木）まで
参加申込書及び企画提言書等受付締切	令和８年 12 月 28 日（月）　午後４時 30 分まで
資格審査結果通知	令和９年１月８日（金）まで
書面審査	令和９年１月８日（金）から令和９年１月 18 日（月）まで（予定）
結果通知	令和９年１月 21 日（木）（予定）
協定締結	令和９年２月中旬（予定）
見積徴取及び契約締結	令和９年３月下旬（予定）

4　参加手続等

(1) 実施要領及び仕様書、所定様式の配布

ア 公開期間　公告の日から令和８年12月28日（月）午後４時30分まで

イ 公開場所　郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他業務」

https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/196890.html

※郵送による配布は行わないものとする。

5　質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和８年 12 月 14 日（月）　午後４時 30 分（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式１）により、電子メールで送信の上、必ず電話で送信確認をすること。

送信先　shigen@city.koriyama.lg.jp

(3) 回 答 日：令和８年 12 月 24 日（木）

(4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

6　参加申込書等の作成及び提出

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア　参加申込書（様式２）

イ　企画提案書（任意様式）

提案は１社につき１案とし、以下の項目について具体的な内容を記載すること。

・業務実施体制
・業務実績
・ボトルｔｏボトル実施方法
・リサイクル率
・環境負荷低減効果
・市民等への啓発事業
・地域経済への貢献
・算出方法及び参考見積単価等

ウ　業務実施体制調書（任意様式）

エ　事業者概要（様式３）

共同企業体の場合、全構成員分を作成すること。

オ　履歴事項全部証明書

法人（共同企業体の場合、構成員も含む）のみ、直近の状況が記載されているもの

カ　納税証明書

国税：様式その３の３（法人）又は様式その３の２（個人）

市税：直近１年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

キ　委任状（様式４）

支店、営業所等で申請を行う場合のみ

ク　申告調書（様式５）

ケ　算出方法及び参考見積単価等（任意様式）

(2) 提出期限：令和８年 12 月 24 日（木）　午後４時 30 分（必着）

(3) 提出部数　１部とするが、企画提案書及び算出方法及び参考見積単価等は、法人名を表記しないものを５部提出すること。

(4) 提出場所　郡山市役所西庁舎４階　郡山市環境部資源循環課

(5) 提出方法　持参又は郵送による。

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成２年郡山市条例第７号）第１条に規定する市の休日を除く午前９から午後４時 30 分までの受付とする。郵送の場合は、書留等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

７　審査方法

(1) 資格審査

「２　参加資格」の事項を全て満たす者か審査する。結果については、令和９年１月８日（金）までに書面により通知する。

(2) 書面審査

実施期間　令和９年１月８日（金）から令和９年１月 18 日（月）まで

本業務に係るプロポーザル選考委員会において、提出された企画提案書等を審査基準に基づいて審査し、最優秀提案者（優先交渉権者）を決定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査の結果は郡山市ウェブサイトで公表する。

８　選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を優先交渉権者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 業務実施体制（10 点）

(2) 業務実績（10 点）

(3) ボトルｔｏボトル実施方法（15 点）

(4) リサイクル率（10 点）
(5) 環境負荷低減効果（10 点）
(6) 市民等への啓発事業（15 点）
(7) 地域経済への貢献（５点）
(8) 算出方法及び参考見積単価等（25 点）

9　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
(5) 参考見積単価が、令和８年度下期の郡山市とリサイクル協会の取引単価を下回った場合

10　協定及び契約の締結

(1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、優先交渉権者と提案内容に基づき詳細協議及び調整を行い、双方合意の上協定の締結を行う。

なお、優先交渉権者と協定締結に至らない場合は、次順位者を新たな候補者とし、手続きを行う。

(2) 市は優先交渉権者もしくは優先交渉権者が指定するリサイクラーと、使用済みペットボトルの売払いに関し、随意契約の手続きを行う。
(3) 優先交渉権者の決定から使用済みペットボトルの売払いに関する契約締結までに「９失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
(4) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。） 第８条第１項第５号の規定により免除とする。
(5) 契約書の作成を要する。
(6) 引渡物品に係る代金の納入は、その月の初日から月末までの１か月分の合計金額を、当該月の翌月発注者の請求により指定された口座に、指定された期限内に納入するものとする。ただし、合計金額の１円未満の端数は切り捨てるものとする。

11　担当部局

〒963-8601　郡山市朝日一丁目 23 番７号
郡山市環境部資源循環課サーキュラー推進係
電話番号：024－924－2751
E-mail：shigen@city.koriyama.lg.jp

12　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じてヒアリングを実施する。

(3) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(6) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

(7) その他必要な事項は、規則及び実施要領による。